

## 法人市民税税率表(中間市)

### 1. 法人税割.....14.5%

注) 法人税割額=課税標準となる法人税額×14.5%

2以上の市町村に事務所や事業所を有する法人の場合は、法人税額を従業員数であん分した額が課税標準となります。

### 2. 均等割

区 分		従 業 員 数	
		50人超	50人以下
資本等の金額	50億円超	300万円	41万円
	10億円超 50億円以下	175万円	41万円
	1億円超 10億円以下	40万円	16万円
	1千万円超 1億円以下	15万円	13万円
	1千万円以下	12万円	5万円
上記以外の法人等		5万円	

注) 資本等の金額とは、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額です。

保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額によります。

事業年度の中で事務所や事業所を開設又は廃止したときは、均等割額は月割りとなります。その場合、上記の均等割額に中間市内に事務所や事業所を有していた月数を乗じ、12で除して算出します。ただし、月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。